

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大湊村は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大湊村長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法による法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 法定受託事務 ①被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理、審査及び報告 ②任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出の受理、審査及び報告 ④保険料の法定免除、学生納付特例、納付猶予の申請の受理、審査及び報告 ⑤付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出の受理、審査及び報告 ⑥受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る請求等の受理、審査及び報告 ⑦第1号被験者(任意加入及び高齢任意加入含む)、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金受給権者の死亡に関する届出の受理、審査及び報告 協力連携事務 ①資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進
③システムの名称	国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表(46の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者本人からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行って申請書を受理している。また、住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」により、特定個人情報等の適正な取り扱いのために各課の事務に応じた対策を検討し、必要な措置を講じているとともに対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I関連業務 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長	住民生活課長 田中 司	住民生活課長 田中 誠悦	事後	平成27年4月1日人事異動による
令和1年6月10日	I関連業務 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長	住民生活課長 田中 誠悦	住民生活課長 加島 薫	事後	平成29年4月1日人事異動による
令和1年6月10日	I関連業務 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を、法定受託事務として行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②国民年金保険料の免除等申請事務 ③年金受給に伴う裁定請求事務	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付もしくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務。国民年金事業は政府が管掌するが、その事業の事務のうち下記の事務は同法第3条第3項および国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2により市町村の法定受託事務とされており、その事務の範囲において特定個人情報を取り扱う。 〈村が取り扱う事務〉 下記の届出・申出・申請・請求等の受理、その届出等に係る事実の審査、および厚生労働大臣への報告に係る事務。 ①被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出 ②任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出 ③任意脱退の承認申請 ④年金手帳の再交付申請 ⑤保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予の申請 ⑥付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出 ⑦受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る請求等 ⑧第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金受給権者の死亡に関する届出 ※上記「事実の審査」とは、村が保有する公簿(戸籍簿、住民基本台帳、住民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月10日	I関連業務 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第31の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項および同法別表第一の第31の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2 ・国民年金法第3条第3項および国民年金法施行令第1条の2	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月10日	I関連業務 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長の役職名	住民生活課長 加島 薫	住民生活課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数及び2. 取扱回数 うちの 時点の計数か	平成31年6月10日時点	平成31年6月10日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和3年4月1日	I関連業務 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長の役職名	住民生活課長	福祉保健課長	事後	組織再編による変更
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数及び2. 取扱回数 うちの 時点の計数か	平成31年6月10日時点	令和5年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月30日	1 特定個人情報等を取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付もしくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務。国民年金事業は政府が管掌するが、その事業の事務のうち下記の事務は同法第3条第3項および国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2により市町村の法定受託事務とされており、その事務の範囲において特定個人情報を取り扱う。 (村が取り扱う事務) 下記の届出・申出・申請・請求等の受理、その届出等に係る事実の審査、および厚生労働大臣への報告に係る事務。 ①被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出 ②任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出 ③任意脱退の承認申請 ④年金手帳の再交付申請 ⑤保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予の申請 ⑥付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出 ⑦受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る請求等 ⑧第1号被験者(任意加入及び高齢任意加入含む)、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金受給権者の死亡に関する届出 ※上記「事実の審査」とは、村が保有する公簿(戸籍簿、住民基本台帳、住民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することを行う。	国民年金法による法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 法定受託事務 ①被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理、審査及び報告 ②任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出の受理、審査及び報告 ④保険料の法定免除、学生納付特例、納付猶予の申請の受理、審査及び報告 ⑤付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出の受理、審査及び報告 ⑥受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る請求等の受理、審査及び報告 ⑦第1号被験者(任意加入及び高齢任意加入含む)、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金受給権者の死亡に関する届出の受理、審査及び報告 協力連携事務 ①資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進	事後	法令改正に伴うため
¥45,807	1 特定個人情報等を取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム	国民年金システム	事後	法令改正に伴うため
令和7年5月30日	3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付もしくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務。国民年金事業は政府が管掌するが、その事業の事務のうち下記の事務は同法第3条第3項および国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2により市町村の法定受託事務とされており、その事務の範囲において特定個人情報を取り扱う。(村が取り扱う事務) 下記の届出・申出・申請・請求等の受理、その届出等に係る事実の審査、および厚生労働大臣への報告に係る事務。 ①被保険者(第2・3号被保険者)	番号法第9条第1項及び別表(46の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条	事後	他評価書との書き方統一のため
令和7年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱回数 うちの時点数計数か	令和5年3月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和7年5月30日	基礎項目評価書様式変更	記載なし	様式追加		